

愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会設置運営要綱

(設置)

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため、後期高齢者医療制度の被保険者を始めとする関係者の意見を聞く場として、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(懇談事項)

第2条 懇談会の懇談事項は、保険料、医療給付、保健事業に関することなど後期高齢者医療制度に係る事項とする。

(組織)

第3条 懇談会の委員は、13名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 医療関係者
- (3) 保険者団体
- (4) 学識経験者その他有識者

2 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び座長代理)

第4条 懇談会に座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は委員の互選により選出し、座長代理は委員の中から座長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、年2回開催する。ただし、必要に応じ、臨時に開催することができる。

2 懇談会は、広域連合長が招集する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、広域連合事務局総務課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から最初に開催される懇談会の日までの間に委嘱される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年9月27日までとする。